

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を以下に公布する。

令和七年十一月一十六日

広島県人事委員会

委員長 船木孝和

広島県人事委員会規則第41号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和三十九年広島県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改定する。

別表第一及び別表第二を次のとおり改める。

別表第一（第六条関係）

期間の区分	職員の区分		1項職員	2項職員	3項職員	4項職員
	1種	2種	円	円	円	円
1年未満	371,300	310,800	52,100	60,000	50,000	50,000
1年以上2年未満	371,300	310,800	52,100	60,000	50,000	50,000
2年以上3年未満	371,300	310,800	52,100	60,000	50,000	50,000
3年以上4年未満	371,300	310,800	52,100	60,000	50,000	50,000
4年以上5年未満	371,300	310,800	52,100	55,000	50,000	50,000
5年以上6年未満	371,300	310,800	52,100	50,000	50,000	50,000
6年以上7年未満	371,300	310,800	50,300	45,000	50,000	50,000
7年以上8年未満	371,300	310,800	48,500	40,000	50,000	50,000
8年以上9年未満	371,300	310,800	46,700	35,000	50,000	50,000
9年以上10年未満	371,300	310,800	44,900	30,000	50,000	50,000
10年以上11年未満	371,300	310,800	43,100	25,000		
11年以上12年未満	371,300	310,800	41,300	20,000		
12年以上13年未満	371,300	310,800	39,500	15,000		
13年以上14年未満	371,300	310,800	37,700	10,000		
14年以上15年未満	371,300	310,800	36,300	5,000		
15年以上16年未満	371,300	310,800	34,900			
16年以上17年未満	367,300	307,500	33,500			
17年以上18年未満	363,300	304,200	32,100			
18年以上19年未満	359,300	300,900	30,700			
19年以上20年未満	355,300	297,600	29,300			
20年以上21年未満	351,300	294,300	27,900			
21年以上22年未満	339,000	283,300	27,300			
22年以上23年未満	324,300	271,300	26,700			
23年以上24年未満	308,800	258,800	25,700			
24年以上25年未満	293,300	246,300	25,100			
25年以上26年未満	277,300	233,800	24,500			

26年以上27年未満	260, 300	218, 300	23, 900
27年以上28年未満	243, 300	202, 800	23, 300
28年以上29年未満	226, 300	187, 300	22, 500
29年以上30年未満	208, 800	171, 800	22, 200
30年以上31年未満	191, 300	155, 300	21, 800
31年以上32年未満	173, 800	138, 800	21, 200
32年以上33年未満	155, 800	122, 300	20, 300
33年以上34年未満	137, 300	104, 300	19, 400
34年以上35年未満	118, 800	86, 300	18, 700

備考

- 1 この表において、期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。
- 2 この表において、「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員を、「4項職員」とは同条第4項の職を占める職員をいう。
- 3 この表において、「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員をいう。

別表第二（第七条の二関係）

期間の区分	職員の区分	2項職員	4項職員
1年未満		円 36, 500	円 35, 000
1年以上2年未満		36, 500	35, 000
2年以上3年未満		36, 500	35, 000
3年以上4年未満		36, 500	35, 000
4年以上5年未満		36, 500	35, 000
5年以上6年未満		36, 500	35, 000
6年以上7年未満		35, 200	35, 000
7年以上8年未満		34, 000	35, 000
8年以上9年未満		32, 700	35, 000
9年以上10年未満		31, 400	35, 000
10年以上11年未満		30, 200	
11年以上12年未満		28, 900	
12年以上13年未満		27, 700	
13年以上14年未満		26, 400	
14年以上15年未満		25, 400	
15年以上16年未満		24, 400	
16年以上17年未満		23, 500	
17年以上18年未満		22, 500	
18年以上19年未満		21, 500	
19年以上20年未満		20, 500	

20年以上21年未満	19,500
21年以上22年未満	19,100
22年以上23年未満	18,700
23年以上24年未満	18,000
24年以上25年未満	17,600
25年以上26年未満	17,200
26年以上27年未満	16,700
27年以上28年未満	16,300
28年以上29年未満	15,800
29年以上30年未満	15,500
30年以上31年未満	15,300
31年以上32年未満	14,800
32年以上33年未満	14,200
33年以上34年未満	13,600
34年以上35年未満	13,100

備考

- 1 この表において、期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号（第3号を除く。）の職員となつた日以後の期間を示す。
- 2 この表において、「2項職員」とは第2条第2項の職を占める職員を、「4項職員」とは同条第4項の職を占める職員をいう。

註

この人事会員余額表は、公布の日からの施行日、この規定による改正後の規定並びに附則による規定の規定だ、令和七年四月一日からの適用とする。